

## 建築BIM加速化事業に係る事務事業を実施する者の公募についての公示

令和5年11月21日  
国土交通省住宅局長 石坂 聰

次のとおり、建築BIM加速化事業に係る事務事業を実施する者の公募について公示します。

注1）本公募は、令和5年度補正予算によるものであり、予算成立等が事業実施の条件となります。

注2）本公募は、建築BIM加速化事業を行う者に関する公募ではありません。

### 1. 事業概要

#### （1）事業名

建築BIM加速化事業を行う者に対する補助金交付等に係る事業

#### （2）事業目的

本事業は、建築BIM加速化事業を行う者に補助金の交付等を実施する者に対し、国が必要な費用を補助することにより、事業の円滑な実施を図ることを目的とする。

#### （3）事業内容

○ 建築BIM加速化事業を行う者に対する補助金交付等に係る事業

- ① 事業者の公募及び登録
- ② 補助金の交付申請に係る審査及び交付決定
- ③ 完了実績報告に係る審査及び補助金の額の確定
- ④ 補助金の支払い
- ⑤ 補助金を交付した事業の実施状況の収集、補助要件への適合確認等
- ⑥ ①～⑤に係る問い合わせ・相談への対応（電話応対を含む。）
- ⑦ 補助事業に関する調査・普及啓発
- ⑧ 申請内容・審査状況等のデータ管理
- ⑨ 事務事業の実施を通じて明らかになった課題や問題点の整理
- ⑩ ①～⑨に付随して必要となる業務

#### （4）事業期間

事業期間は、以下のとおり予定している。

令和5年度～令和6年度

## 2. 補助対象事業者の要件

- 次の（1）～（6）までの全ての条件を満たすことのできる民間事業者等とする。
- (1) 本事務事業の実施に係る計画が、適切なものであること。
  - (2) 本事務事業を適確に遂行する技術能力（建築BIM等に関する知識を含む。）を有し、かつ、その遂行に必要な組織、人員を有していること。
  - (3) 本事務事業に係る経理その他の事務について適確な管理体制及び処理能力を有していること。
  - (4) 本事務事業の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないよう、公平かつ中立な立場において業務を実施すること。
  - (5) 本事務事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有していること。
  - (6) 本事務事業において知り得た情報の秘密の保持及び管理を徹底すること。

## 3. 手続等

- (1) 担当部局等
  - ①担当部局 国土交通省 住宅局 建築指導課 高木
  - ②住 所 〒100-8918 東京都千代田区霞ヶ関 2-1-3
  - ③電 話 03-5253-8111（内線 39530）
  - ④電子メール takagi-y23n@mlit.go.jp
- (2) 説明書の交付期間、場所及び方法
  - ①期 間 令和5年1月21日（火）から令和5年2月5日（火）まで
  - ②場 所 上記担当部局
  - ③方 法 上記担当部局にて紙媒体をもって手交又は電子媒体で交付  
説明書の交付を希望する場合は、予め（1）の担当まで事前連絡を行うこと。
- (3) 申込書の提出期限、場所及び方法
  - ①期 限 令和5年2月5日（火）18時00分まで
  - ②場 所 上記担当部局
  - ③方 法 上記担当部局へ、持参又は郵送（書留郵便に限る。）の場合は3部、電子メールの場合は1部。

なお、電子メールで提出する場合は、以下の規定によることとし、当該メールを提出後、上記担当部局までその到着を確認すること。

- ・使用可能なソフト・ファイル形式は以下のとおりとする。（これ以外での提出は無効）  
「Just System 一太郎 2018」「Microsoft Word2016」「Microsoft Excel2016」「Microsoft PowerPoint2016」「Adobe acrobat

Reader2022』にて確認可能なファイル形式とすること  
・ファイルのデータ総量は極力1メガバイト以内とすること。

#### 4. その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語は日本語とし、通貨は日本国通貨、単位は日本の標準時及び計量法に限る。
- (2) 関連情報を入手するための照会窓口 3.(1)と同じ
- (3) 申込書の作成及び提出に係る費用は、提出者側の負担とする。
- (4) 提出された申込書は、当該申込者に無断で2次的な使用は行わない。
- (5) 申込書に虚偽の記載を行った場合は、当該申込書を無効にするとともに、申込者に対して、補助事業者の資格の取消を行うことがある。
- (6) 採用された申込書は、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」(平成11年5月14日法律第42号)により、行政機関が取得した文書について、開示請求者からの開示請求があった場合は、当該企業等の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象となる場合がある。なお、採用されなかった申込書は、原則破棄するため、返却を希望する場合は、申込書を提出する際にその旨を申し出ること。
- (7) 詳細は説明書による。